○関東地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

その関係図面は、令和七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十一号	四街道市たかおの杜二一番七から佐倉市馬渡字通目木四三番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分の　みぞ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月十三日

○沖縄総合事務局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十三日

沖縄総合事務局長　小八木大成

その関係図面は、令和七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県中頭郡中城村字津覇立川原八九二番から同県島尻郡与那原町字与那原方切原一一〇六番まで	前	DA　一七・二〇～二九・九〇　メートル	四七・八〇～一五一・三七　キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一七・二〇～二九・三〇　CD　二九・九〇～一五一・三七	四七・八〇～一六五・〇〇　四・八〇八～一・五三五　二・五一二	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

十一月十一日内閣から提出した議案は次のとおりである。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問主意書（阿部祐美子提出）

医療研究や医薬品研究・開発における患者参画（ＰＰＩ）に関する質問主意書（阿部祐美子提出）

介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

答弁書受領

十一月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員藤原規眞提出更生保護施設委託費減額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出公正取引委員会による労働組合結成の適否に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大石あきこ提出介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出所信表明演説の幾つかの点に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十一月十一日内閣から次の報告書を受領した。

死因究明等推進基本法第九条の規定に基づく「令和六年度政府が講じた死因究明等に関する施策」の報告

参議院

議案受領（予備審査）

十一月十一日内閣から次の議案が送付された。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

質問主意書提出

十一月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

大阪・関西万博の海外パビリオンの解体に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三四号）

いじめを行った児童生徒に対するスクールカウンセラー等による適切な支援の必要性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三五号）

答弁書受領

十一月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出医師の偏在是正に向けた総合的な対策に関する質問に対する答弁書（第二六号）

参議院議員石垣のりこ提出高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説で言及されたＴＳＭＣの経済効果に関する質問に対する答弁書（第二七号）

報告書受領

十一月十一日内閣から、死因究明等推進基本法第九条の規定に基づく「令和六年度政府が講じた死因究明等に関する施策」についての報告を受領した。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理　国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する　特命全権大使　鈴木　秀生

広報外交を担当するための日本政府代表を免ずる　三角　育生

デジタル監に任命する　デジタル監　浅沼　尚

願に依り本官を免ずる（以上十一月十一日）

内閣府

中空　麻奈（美和　麻奈）

新浪　剛史　柳川　範之

願に依り経済財政諮問会議議員を免ずる（各通）

永濱　利廣　南場　智子　若田部昌澄

経済財政諮問会議議員に任命する（各通）（以上十一月十二日）

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第2項第2号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第1項の規定に基づき、令和7年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

令和7年11月13日　法務大臣　平口　洋

1　申請資格

土地家屋調査士法第3条第2項第1号に規定する研修の課程を修了した者

2　申請期間

令和7年12月5日（金曜日）から令和7年12月18日（木曜日）まで

3　認定申請書の提出等

認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を2の申請期間内に自己が入会している土地家屋調